

## 高知県レッドリスト（動物編）2017 改訂版について

### 1. 高知県レッドリスト（動物編）改訂の背景と目的

高知県には多くの野生動植物が生息・生育し、それぞれの生態系の中で命を育んでいると同時に自然の恵みを私たちに与えてくれている。しかし近年、人間活動による自然環境への負荷の増加や気候の変動により野生動植物の多くが絶滅の危機にさらされていると考えられ、これらの保護対策を適切に推進していくためには野外での実態を正しく把握することが不可欠である。

環境省レッドデータブックは全国を対象にして作成されているため、個々の地域での種の生息・生育状況が必ずしも細かく反映されているとは言えない。そこで、高知県は県内に生息する絶滅のおそれのある動物の実態をとりまとめた「高知県レッドデータブック〔動物編〕」を平成 14 年 1 月に発行した。しかしながら、その発行から長い年月が経過し、内容の見直しが必要になってきたため、平成 26 年 4 月にレッドデータブックの改訂作業に着手し、絶滅のおそれのある野生動物について改めて評価を行うことにした。

通常、レッドデータブックの作成に先立ちレッドリストが公表される。レッドリストはレッドデータブックの基礎となるもので、絶滅のおそれのある野生動植物に関する県民の理解を深め、また、「高知県希少野生動植物保護条例」に基づく県指定希少野生動植物の選定、公共工事等における野生動植物への配慮計画、野生動植物の適切な保全と種の多様性の維持を目的とした各種事業等の基礎資料として活用されることを目的としたものである。

### 2. 高知県レッドリスト（動物編）改訂の概要

#### 2-1 改訂の経緯

- (1) これまでの高知県におけるレッドリスト及びレッドデータブック発表の経緯は、平成 12 年 3 月 23 日に「高知県動物版レッドリスト」を公表、平成 13 年 9 月 25 日に同リストを変更、平成 14 年 1 月 31 日に「高知県レッドデータブック〔動物編〕」を発行となっている。
- (2) 改訂に当たっては、平成 26 年度に「高知県レッドデータブック（動物編）改訂委員会（以下「委員会」という。）」（事務局：高知県林業振興・環境部環境共生課）を設置した。
- (3) 委員会委員は、野生動物について専門的知識を有する者の中から、平成 26 年 6 月 11 日に知事が委嘱した。委員は哺乳類、鳥類、爬虫類・両生類、汽水・淡水産魚類、汽水・淡水産十脚甲殻類、昆虫類、陸・汽水・淡水産貝類の各分科会に所属している。各分科会では、分科会長を中心に調査や情報収集を行い、得られた知見を基に改訂作業を行った。

## 2-2 改訂の体制

### 高知県レッドデータブック（動物編）改訂委員会

氏名	分科会名	所属等	備考
伊谷 行	汽水・淡水産十脚甲殻類分科会	国立大学法人高知大学 教育学部 准教授	平成28年3月 17日から副委員長
斉藤 知己	爬虫類・両生類分科会	国立大学法人高知大学 総合研究センター海洋生物研究教育施設 准教授	
佐藤 重穂	鳥類分科会	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 元四国支所 流域森林保全研究グループ長	平成27年10 月30日解嘱、 同日まで委員長
中山 紘一	昆虫類分科会	高知昆虫研究会 会長	
濱田 哲暁	鳥類分科会	株式会社東洋電化テクノリサーチ 技術部専門職	平成27年12 月24日委嘱
町田 吉彦	汽水・淡水産魚類分科会	国立大学法人高知大学 名誉教授	平成28年3月 17日まで副委員長、同日か ら委員長
三本 健二	陸・汽水・淡水産貝類分科会	四国貝類談話会	
谷地森 秀二	哺乳類分科会	認定特定非営利活動法人 四国自然史科学研究センター センター長	

（敬称略。50音順。所属は平成29年4月1日現在。）

### 2-3 高知県レッドリスト（動物編）2017改訂版のカテゴリーと判定基準について

基本的には、「環境省レッドリストのカテゴリーと判定基準」に準じた。ただし、カテゴリーの要件については、環境省カテゴリーの定性的要件のみを採用し、絶滅危惧I類については、絶滅危惧IA類と絶滅危惧IB類に区分していない。

改訂版カテゴリー区分

区分及び基本概念	具体的要件
<p><b>絶滅</b> Extinct (EX) 本県ではすでに絶滅したと考えられる種（亜種を含む。以下同じ。）</p>	<p>環境省カテゴリーの「絶滅」に相当</p> <p>過去に本県に生息したことが確認されており、飼育下を含め、本県ではすでに絶滅したと考えられる種</p>
<p><b>野生絶滅</b> Extinct in the Wild (EW) 飼育下でのみ存続している種</p>	<p>環境省カテゴリーの「野生絶滅」に相当</p> <p>過去に本県に生息したことが確認されており、飼育下では存続しているが、本県において野生ではすでに絶滅したと考えられる種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>①信頼できる調査や記録により、すでに野生で絶滅したことが確認されている。</p> <p>②信頼できる複数の調査によっても、生息が確認できなかった。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>③過去50年間前後の間に、信頼できる生息の情報が得られていない。</p>
<p><b>絶滅危惧 I 類</b> Critically Endangered + Endangered (CR+EN) 本県において絶滅の危機に瀕している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。</p>	<p>環境省カテゴリーの「絶滅危惧 I 類」に相当</p> <p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>① 既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。</p> <p>② 既知のすべての生息地で、生息条件が著しく悪化している。</p> <p>③ 既知のすべての個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。</p> <p>④ ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している。</p> <p>【情報量が少ないもの】</p> <p>⑤それほど遠くない過去(30年～50年)の生息記録以後確認情報がなく、その後信頼すべき調査が行われていないため、絶滅したかどうかの判断が困難なもの。</p>

<p><b>絶滅危惧Ⅱ類</b> Vulnerable (VU)</p> <p>本県において絶滅の危険が増大している種</p> <p>現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」の категорияに移行することが確実と考えられるもの。</p>	<p>環境省カテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」に相当</p> <p>次のいずれかに該当する種</p> <p>【確実な情報があるもの】</p> <p>① 大部分の個体群で個体数が大幅に減少している。 ② 大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつある。 ③ 大部分の個体群がその再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ 分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。</p>
<p><b>準絶滅危惧</b> Near Threatened (NT)</p> <p>存在基盤が脆弱な種</p> <p>本県において、現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの。</p>	<p>環境省カテゴリーの「準絶滅危惧」に相当</p> <p>次に該当する種</p> <p>生息状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断されるもの。</p> <p>具体的には、分布域の一部において、次のいずれかの傾向が顕著であり、今後さらに進行するおそれがあるもの。</p> <p>① 個体数が減少している。 ② 生息条件が悪化している。 ③ 過度の捕獲・採取圧による圧迫を受けている。 ④ 交雑可能な別種が侵入している。</p>
<p><b>情報不足</b> Data Deficient (DD)</p> <p>評価するだけの情報が不足している種</p>	<p>環境省カテゴリーの「情報不足」に相当</p> <p>次に該当する種</p> <p>環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性（具体的には、次のいずれかの要素）を有しているが、生息状況をはじめとして、カテゴリーを判定するに足る情報が得られていない種。</p> <p>① どの生息地においても生息密度が低く希少である。 ② 生息地が局限されている。 ③ 生物地理上、孤立した分布特性を有する（分布域がごく限られた固有種等）。 ④ 生活史の一部又は全部で特殊な環境条件を必要としている。</p>

<p>■付属資料</p> <p><b>絶滅のおそれのある地域個体群</b></p> <p>Threatened Local Population (LP)</p> <p>地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。</p>	<p>環境省カテゴリーの「絶滅のおそれのある地域個体群」に相当</p> <p>次のいずれかに該当する地域個体群</p> <p>① 生息状況、学術的価値等の観点から、レッドデータブック掲載種に準じて扱うべきと判断される種の地域個体群で、生息域が孤立しており、地域レベルで見た場合、絶滅に瀕しているかその危険が増大していると判断されるもの。</p> <p>② 地方型としての特徴を有し、生物地理学的観点から見て重要と判断される地域個体群で、絶滅に瀕しているか、その危険が増大していると判断されるもの。</p>
--	--

### 3. 各分類群における改訂の概要

#### 【哺乳類】

- ① クジラ類と本県ではまれにしか確認されない<sup>ききやくろい</sup>鯨脚類（アシカやアザラシの仲間）は対象外とした。
- ② 絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類）の総数は、改訂前と同数の3種となったが、構成種に変化がありニホンカモシカを加え、ヤマネを除外した。
- ③ ニホンカワウソは、本改訂のために実施した哺乳類調査等では、生息の可能性が高い情報は得られていないが、カワウソと思われる動物を目撃したという県民からの情報が現在でも報告されることから、絶滅したかどうかの判断が困難であるため、絶滅危惧Ⅰ類とした。
- ④ ツキノワグマは、繁殖が確認されているものの生息地が局限化し、さらに個体数回復の兆しがないことから近い将来における絶滅の可能性がきわめて高いと判断され、絶滅危惧Ⅰ類とした。
- ⑤ ヤマネは、最近の調査により海岸近くの低標高地から四国山地上部の高標高地までのスギ・ヒノキ植林を含む多様な森林環境で確認されたことから、生息個体数は多いと考えられ、リストから除外した。
- ⑥ ニホンカモシカは、ニホンジカの分布域の拡大と個体群の高密度化、スギやヒノキなどの植林木の成長に伴う森林内の環境変化などにより、大部分の生息地で生息条件が明らかに悪化しつつあるため、絶滅危惧Ⅱ類とした。
- ⑦ シントウトガリネズミ、ヒメヒミズ、アズマモグラの3種は、これまで確認された高標高地域においてニホンジカの生息範囲の拡大並びに生息密度増加に伴う森林内の下層植生の変化、風力発電施設や大規模太陽光発電施設の設置などによる生息環境の悪化が予想されるので、準絶滅危惧とした。
- ⑧ 改訂前のレッドリスト発表以降の調査で、県内に生息するコウモリ目の種数は増加した。しかしながら、いずれの種も生息確認地はわずかであったためにほとんどの種を情報不足とした。

#### 【鳥類】

- ① 改訂前の掲載種98種に、環境省やIUCNの見直しによりレッドリストに掲載された種、過去10年間で県内の生息および繁殖環境が悪化したと考えられる種、情報量が不十分で迷鳥か判断がつかなかった種を加えた候補種118種を選定し、過去10年余りのデータに基づき新ランクを検討した。
- ② 絶滅のおそれのある種の総数は、改訂前は48種だったが、本改訂では51種となり3種増加した。
- ③ 絶滅危惧Ⅰ類については、個体数の少ない生態系の上位種と開発等による湿地や水辺の生息環境の変化により個体数が減少したと思われる種を選定した。ヒメウとサンカノゴイを新たに選定し、ヨシゴイはランクを上げた。
- ④ 絶滅危惧Ⅱ類については、湿地、湿田や干潟等の消失の影響、四国山地で増加したニホ

ンジカの食害による森林環境の変化、人里近くの繁殖地の減少等により、種の存続が危惧される可能性のある種を選定した。タシギを新たに選定し、コマドリ、コシアカツバメ等はランクを上げた。一方、環境省等の調査で個体数が把握されているマナヅル、ナベヅル、カンムリウミスズメはランクを下げた。

- ⑤ 準絶滅危惧については、農耕地や河川敷など人里で繁殖するヒクイナやイカルチドリ等を新たに選定した。また、里山に生息するヤマドリ、コサメビタキと四国山地が繁殖の南限であり、越冬個体の分布も限定的であるルリビタキ、ビンズイは情報不足から準絶滅危惧に変更した。
- ⑥ 生息情報が少ないミコアイサ、ウミアイサ、ツミは今後の情報収集に努めることとし、絶滅危惧 IA 類又は IB 類から情報不足に変更した。
- ⑦ 本改訂では、個体数の増加や分布が広く確認された種と確認情報が少なく、迷鳥レベルと判断した種はリストから除外した。また、国内で越冬分布域の変化が大きい種や、渡り鳥としての飛来数の年変動が大きい種についてもリストから除外した。

#### 【爬虫類】

- ① 絶滅のおそれのある種の総数は、改訂前は1種だったが、本改訂では2種となり、1種増加した。
- ② アカウミガメについては、改訂前のレッドリストと同様に、県内の主要な産卵海岸において、砂浜や周辺環境の悪化によって上陸・産卵個体数が減少の一途をたどっているため絶滅危惧 I 類とした。
- ③ アオウミガメについては、県内の沿岸藻場を摂餌場として利用しているが、その周辺環境の悪化によって生息が脅かされているため絶滅危惧 II 類とした。
- ④ 情報不足としたタワヤモリについては、県内中部・東部、内陸部の生息情報を欠き、生息数が著しく少ないと考えられる。
- ⑤ ニホンスッポンについては、生息情報は少なくはないものの、県内で養殖が行われている事例もあり、移入個体か在来個体であるかの科学的研究も不十分であること、野外での実態が不明であることなどの理由から改訂前と同様に情報不足とした。
- ⑥ 準絶滅危惧としていたヒバカリと情報不足としていたヘビ類3種は、本改訂に伴う調査において、ある一定の生息数と分布が確認されたのでリストから除外した。

#### 【両生類】

- ① 絶滅のおそれのある種の総数は、改訂前は4種だったが、本改訂では5種となり、1種増加した。
- ② そのうち有尾目が4種で、大きな割合を占めている。これらは、森林または低地の流水域から止水域の水辺と陸域など多様な環境に生息する種類であり、森林部では林道建設等の開発に伴う移動経路の寸断、皆伐による土地の乾燥化や産卵場の消滅等により生息が脅かされている。
- ③ 準絶滅危惧種としていたニホンアカガエルについては、近年、低地部での減少傾向が著

しいため絶滅危惧Ⅰ類とした。

- ④ オオサンショウウオについては、移入とみなされた事例は多々あるものの、近年の調査及び本改訂に伴う調査において県内での自然繁殖が確認され、これらが在来の個体である可能性が否定できない。その場合、四国に隔離分布する絶滅危惧Ⅰ類となりうる。科学研究の裏付けのある判断がなされるまで改訂前と同様に情報不足とした。
- ⑤ 準絶滅危惧種としていたトノサマガエルは、本改訂に伴う調査において多くの生息数と分布が確認されたのでリストから除外したが、生息地である低湿地等の開発には依然として注意が必要である。

#### 【汽水・淡水産魚類】

- ① 絶滅のおそれのある種の総数は、改訂前は 25 種だったが、本改訂では 18 種となり、7 種減少した。
- ② 絶滅危惧ⅠA 類としていたスナヤツメ、同ⅠB 類のヤリタナゴ、シロウオ、イドミミズハゼ、ヒナインドジョウ、ミナミメダカを絶滅危惧Ⅰ類とした。
- ③ ドジョウ、オオシマドジョウ、トサシマドジョウ、モツゴは絶滅の危険度が増加し、また、アマゴ（在来亜種）を新たに絶滅危惧Ⅰ類とした。
- ④ 絶滅危惧ⅠA 類のチワラスボ属 C 種と同ⅠB 類のオオウナギのランクを下げた。
- ⑤ ドンコは県東部と中部で個体数と生息地が減少しており、新たに絶滅危惧Ⅱ類とした。
- ⑥ 外海の影響を強く受ける種はいずれもランクを下げるかリストから除外した。
- ⑦ 個体数の減少から、フナ（在来個体群）、ヌマチチブ、ニホンウナギを新たに準絶滅危惧とした。
- ⑧ ギギとアカザは形態の詳細な比較検討と遺伝子分析が必要であり、情報不足とした。
- ⑨ 絶滅危惧ⅠA 類のアカメは県内の岸沿いと内湾に広く分布することから、リストから除外した。ただし、本県の自然を代表すると考えられる注目種とした。
- ⑩ 広範囲に分布することが判明した種はランクを下げるかリストから除外した。ただし、他県で減少傾向にある種、情報が少ない種は注目種とした。また、情報が曖昧だった種、無効分散と判断された種はリストから除外した。
- ⑪ 他県から移入されたことが新たに判明した種はリストから除外した。

#### 【汽水・淡水産十脚甲殻類】

- ① 本改訂では、河口干潟だけではなく、内湾域の干潟に生息する種も対象とした。
- ② その結果、絶滅のおそれのある種の総数は、改訂前は 4 種だったが、本改訂では 19 種となり、15 種増加した。
- ③ 絶滅のおそれのある種のほとんどは、干潟を主な生息場所としている。本改訂事業中にも、浦ノ内湾で干潟の埋立てが行われ、四万十川・竹島川河口では大規模な環境改変工事が進行中であることから、絶滅のおそれのある種はもちろん、準絶滅危惧とした種やランク外の種でも、その生息場所や個体数の減少には細心の注意が必要である。
- ④ 絶滅のおそれのある種には、干潟内の砂泥地に生息する種だけではなく、ハクセンシオ



マネキヤフジテガニなど潮間帯上部や潮上帯に生息する種、ハマガニなど後背地の土手を必要とする種も含まれており、周辺環境も含めた干潟の保全が必要である。

- ⑤ 絶滅のおそれのある種には、ツバサゴカイの棲管内に生息するウチノミカナダマンなど共生性の種も含まれており、干潟内の種のつながりにも留意する必要がある。
- ⑥ 淡水産の十脚甲殻類では、ミナミテナガエビなど一部の河川で個体数が減少している種も準絶滅危惧として含めた。

#### 【昆虫類】

- ① 絶滅のおそれのある種の総数は、改訂前は 94 種だったが、本改訂では 108 種となり、14 種増加した。
- ② 絶滅種については、タガメ、チャマダラセセリを絶滅危惧 IA 類から絶滅種に変更し、ヤマトオサムシダマンを情報不足から絶滅種に変更した。これらの種は比較的目立つ形状をしており、関心を持つアマチュア研究者も多いため、生息していれば発見は容易である。しかし、生息情報は全く得られず、生息地の環境も改変されているため、生息の可能性はないと判断した。
- ③ カドタメクラチビゴミムシは、かつて唯一の生息地であった洞窟（現在は消滅）近くの土壌内で、複数の生存個体が発見されたとの学術論文が公表されたため、絶滅種から絶滅危惧 I 類に変更した。
- ④ 絶滅危惧 I 類については、改訂前のレッドリストの絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧 IB 類のほとんどが含まれたが、一部生息確認場所の増加、個体数の増加が認められた種はランクを下げるるとともに、移動性が強く、国内外来種と推定される種についてはリストから除外した。
- ⑤ 絶滅危惧 II 類、準絶滅危惧については、近年個体数が激減していると思われた種を中心にランクを上げた。県内に広く分布していることが確認された種などはランクを下げるあるいはリストから除外したが、これらは生息環境の改善で分布が拡大したのではなく、調査員がより細かく調査した結果である。情報不足もいくつかの種を同様の理由でリストから除外した。
- ⑥ コルリクワガタ、ニセコルリクワガタ、ルリクワガタの 3 種については、国有林保護林内に生息し、生息環境が安定しており、生息地内では個体数が多いと考えられるため、リストから除外した。

#### 【陸産貝類】

- ① 本改訂のための調査では、個体数が更に減少している種、県内でこれまでに記録のなかった種などが見いだされた。
- ② その結果、絶滅のおそれのある種の総数は、改訂前は 25 種だったが、本改訂では 40 種となり、15 種増加した。
- ③ 絶滅のおそれのある種の半数以上は、樹木に依存する種及び石灰岩地に限って生息する種である。

- ④ 絶滅危惧 IA 類及び IB 類としていた種は、いずれも絶滅危惧 I 類とした。
- ⑤ 絶滅危惧 II 類のうち、イヨギセルは生息状況から絶滅危惧 I 類に変更し、シコクビロウドマイマイはトサビロウドマイマイと同種（同物異名）とされたためリストから除外し、その他の種は絶滅危惧 II 類のままとした。
- ⑥ 準絶滅危惧種のうち、コシボソギセル、オオギセル、モリヤギセル、シコクベッコウ、アワクリイロベッコウ、ハダカケマイマイ、カドバリオトメマイマイ、スミスオトメマイマイ及びギュリキマイマイは、個体数が減少しているため絶滅危惧 II 類に変更した。
- ⑦ 県内で初めて確認されたサルダアツブタムシオイ、シロハダギセル、カタマメマイマイ及びカワリダネビロウドマイマイは、その生息状況から絶滅危惧 I 類とした。
- ⑧ 絶滅危惧 I 類として追加したムロトキセルガイモドキ及びムロトマイマイ並びに絶滅危惧 II 類として追加したシタヅキギセル (*Megalophaedusa platyderula*) は、改訂前のレッドリスト決定時にはそれぞれ他の種の同物異名とみなされていたが、今回は独立種として扱い、それぞれの生息状況から絶滅危惧 I 類又は II 類とした。

#### 【汽水・淡水産貝類】

- ① 本改訂では、汽水・淡水域に加えて、内湾海水域の干潟に生息する種（内湾と外海の両方に生息する種を除く。）を対象とした。
- ② その結果、絶滅のおそれのある種の総数は、改訂前は 11 種だったが、本改訂では 15 種となり、4 種増加した。
- ③ 絶滅のおそれのある種の多くは、汽水域に生息する種及び内湾海水域の干潟に生息する種である。
- ④ 絶滅危惧 IA 類としていた種のうち、ヒロクチカノコ、ナラビオカミミガイ及びミズコハクガイは絶滅危惧 I 類とし、カワアイ及びヘナタリは数か所で群生が確認されたため準絶滅危惧種に、イシガイ及びマツカサガイは過去の情報が不確かであるため情報不足に変更した。絶滅危惧 IB 類のミズゴマツボは、1 か所で広範囲に生息することが確認されたため、絶滅危惧 II 類に変更した。
- ⑤ 絶滅危惧 II 類としていた種のうち、ツバサコハクカノコ及びフトヘナタリは、数地点で多数生息することが確認されたため、準絶滅危惧種に変更した。
- ⑥ 内湾海水域の干潟に生息する種は、その生息状況から、ツボミ、イボウミニナ、ヒメアカガイ、マスオガイ及びムラサキガイを絶滅危惧 I 類、ヒメカノコ、ヤマトクビキレガイ、カハタレカワザンショウ、ユキガイ及びマゴコロガイを絶滅危惧 II 類とした。

表1. 選定結果一覧

	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	汽水・淡水産 魚類	汽水・淡水産 十脚甲殻類	昆虫類	陸産 貝類	汽水・淡 水産貝類	合計
絶滅 (EX)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	12 (10)	0 (0)	0 (0)	14 (12)
野生絶滅 (EW)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	2 (2)	23 (28)	1 (1)	3 (2)	11 (17)	9 (3)	47 (44)	19 (12)	8 (8)	123 (117)
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	1 (1)	28 (20)	1 (0)	2 (2)	7 (8)	10 (1)	61 (50)	21 (13)	7 (3)	138 (98)
準絶滅危惧 (NT)	5 (3)	36 (39)	0 (1)	1 (3)	12 (11)	9 (4)	226 (245)	10 (21)	14 (7)	313 (334)
情報不足 (DD)	6 (6)	5 (11)	2 (4)	1 (1)	8 (10)	7 (11)	186 (222)	2 (1)	5 (2)	222 (268)
計	15 (13)	92 (98)	4 (6)	7 (8)	39 (47)	35 (19)	532 (571)	52 (47)	34 (20)	810 (829)

(地域個体群) LP	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (7)	1 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	5 (10)
---------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------

( ) 内数字は、「高知県レッドデータブック〔動物編〕(2002年)」掲載種数。

#### 4. 高知県レッドデータブック（動物編）2018の作成について

今後、レッドリスト掲載種について、種ごとに解説等を付したレッドデータブックの作成作業を行い、2018年中に発行する予定である。

また、高知県レッドデータブック（植物編）については、改訂作業を進めている。